○ 石川県警察似顔絵捜査官等運用要綱の改正について

令和6年2月28日鑑甲達第17号 警察本部長から部課署長あて

対号 平成26年12月25日付け鑑甲達第1017号「石川県警察似顔絵捜査官等運用 要綱の制定について(通達)」

似顔絵捜査官等の運用については、対号に基づき実施してきたところであるが、この 度、別添のとおり「石川県警察似顔絵捜査官等運用要綱」を改正したので、事務処理上 遺漏のないようにされたい。

なお、対号は廃止する。

石川県警察似顔絵捜査官等運用要綱

第1 目的

この要綱は、警察職員のうち、捜査用似顔絵の作成に関して高度な知識と技能を有する者を似顔絵捜査官として指定し、又は将来の似顔絵捜査官としての育成を主眼に似顔絵捜査員を指定し、その知識と能力を犯罪捜査に活用するために必要な事項を定めるものとする。

第2 似顔絵捜査官の指定及び解除

- 1 所属長は、鑑識課長と協議の上、過去、捜査用似顔絵作成講習会を受講する等捜査用似顔絵作成に関して知識及び技能が優れていると認められる者の中から、似顔絵捜査官に適任と認める者を似顔絵捜査官推薦書(別記様式第1号)により刑事部長に推薦するものとする。
- 2 刑事部長は、前記1の推薦に基づき、捜査用似顔絵の作成に必要と認められる高度な知識及び技能を有する者を似顔絵捜査官として指定するものとする。
- 3 所属長は、病気その他職務上の理由により似顔絵捜査官の解除をする必要がある と認めるときは、似顔絵捜査官解除申請書(別記様式第2号)により刑事部長に申 請するものとする。
- 4 刑事部長は、前記3の規定による申請が適当であると認めるときは、似顔絵捜査官の指定を解除するものとする。

第3 似顔絵捜査員の指定及び変更

- 1 所属長は、人事異動の後、速やかに次に掲げる基準のいずれかに該当する者を似 顔絵捜査員として指定し、似顔絵捜査員名簿(別記様式第3号)により、刑事部長 に報告するものとする。
- (1) 捜査用似顔絵作成経験者又は捜査用似顔絵作成講習会受講者
- (2) 捜査用似顔絵作成に関する素質素養を有する者
- 2 所属長は、指定した似顔絵捜査員に変更が生じた場合は、変更後の似顔絵捜査員 指定状況を似顔絵捜査員名簿により刑事部長に報告するものとする。

第4 似顔絵捜査官の派遣

1 所属長は、捜査用似顔絵の作成が必要な場合で、自所属に似顔絵捜査官が所属しておらず、かつ、似顔絵捜査員が捜査用似顔絵を作成できないときは、似顔絵捜査官派遣要請書(別記様式第4号)により、鑑識課長を経由して刑事部長に派遣の要請を行うものとする。

2 刑事部長は、前記1の規定により派遣の要請があった場合において、その必要を 認めるときは、他の所属長に対し、似顔絵捜査官の派遣を依頼することができる。 この場合において、派遣の依頼を受けた所属長は、支障のない限り、似顔絵捜査官 を派遣するものとする。

第5 指導教養

鑑識課長は、似顔絵捜査官及び似顔絵捜査員に対し、捜査用似顔絵作成に関する技能の維持及び向上を目的とした指導教養に努めなければならない。

 第
 号

 年
 月

 日

刑事部長殿

長

似顔絵捜査官推薦書

似顔絵捜査官として下記の者を推薦します。

記

所	属				
階	級				
氏	名				
生 年 月	日	年	月	日生(歳)
採用年月	日	年	月	日	
捜 査 経	歴				
似顔絵講習受講	毒歴				
似顔絵作成経	经歷				
推 薦 理	由				
備	考				

刑事部長殿

長

似顏絵捜査官解除申請書

似顔絵捜査官の指定を解除したいので、下記のとおり申請します。

記

所			属					
階			級					
氏			名					
生	年	月	日	年	月	日生(歳)	
似顔絵捜査官経歴								
解	除	理	由					
備			考					

別記様式第4号(第4関係)

エロ	刑	事	-	太(7	長	酘	要	請	者	取	扱	者
	лι	事	Ī	部 長 殿	 灰							
	似顔絵捜査官派遣要請書											
要	請	年 月	日									
事		件	名									
発	生	日	時									
発	生	場	所									
被		害	者									
目		撃	者									
事	件	の概	要									
派	遣	年 月	日									
派	遣	場	所									
					本	部 処	理机	Ш				
派	遣	年 月	日									
派	遣	捜 査	官									
備			考									

刑 事 部 長 殿

警察署長

似顔絵捜査員名簿

係	別	階	級	氏	名	年 齢	勤続年数	指定年月日	研修会参加歴